

豊中商工会議所 所報「とよなかCHAMBER」同封サービス取扱要綱

第1条

この要綱は、豊中商工会議所（以下「本所」という。）が発行する所報「とよなか CHAMBER」の同封サービス利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用条件）

第2条

同封サービスの利用条件は、次のとおりとする。

- （1）同封チラシの利用対象は本所の会費を完納している会員に限るものとする。
- （2）同封チラシの受け付け基準は、下記別表1に定める。
- （3）利用者は同封を希望するチラシ内容等について、申込時に本所と協議し、了解を得るものとする。
- （4）チラシの封入点数は原則として1社1点（お申し込み順）、1号（月）あたり2点までとする。
- （5）同封可能なチラシ形態はA4サイズの紙製（冊子形式でもA4サイズなら可）で20グラム以下とする。
- （6）同封チラシには、「とよなかCHAMBER」同封サービス利用の表記をチラシ上部に入れるものとする。
- （7）利用者は、同封チラシを本所の指定する期日（原則発行日の10日前）までに、指定した必要部数を本所に納品するものとする。
- （8）利用者は、同封サービス利用料を本所の指定する期日までに、本所の指定する方法により支払う。

（その他）

第3条

この要綱に定めるもののほか、同封サービスの利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から実施する。

別表1 同封チラシの受け付け基準（同封の受け付けができないもの）

- （1）法令に違反するもの
- （2）公序良俗に反するおそれのあるもの
- （3）政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する内容のもの
- （4）公職の候補者（当該候補者となろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- （5）宗教性のあるもの
- （6）個人の氏名広告にあたるもの
- （7）本所が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- （8）その他本所所報の同封チラシとして適当でないと本所が認めるもの